

## 山形大学地域教育文化学部科目等履修生に関する申合せ

(平成17年4月19日制定)

- I 地域教育文化学部の科目等履修生を希望する者は、事前に授業担当教員の承認を得て、願書を提出しなければならない。ただし、教育実習（事前・事後指導を含む。）の授業担当教員は、教育実習専門委員会委員長とする。
- II 学部学生の聴講申し込みの結果、授業担当教員が履修学生数に余裕があると判断した場合に、正式に科目等履修生の当該授業科目の履修を許可する。
- III 科目等履修生については、履修許可単位を以下のようにする。
  - 1 本学卒業、本学研究科修了、本学以外卒業及び本学研究科以外修了の科目等履修生
    - (1) 一学期につき18単位までとする。
    - (2) 中学校及び高等学校の教育実習（事前・事後指導を含む。）については、教科専門科目10単位及び中学校の教職専門科目15単位又は高等学校の教職専門科目11単位を取得した後に許可する。
    - (3) 小学校の教育実習（事前・事後指導を含む。）については小学校の教科専門科目4単位及び教職専門科目20単位を取得した後に許可する。ただし、一以上の教育職員免許状を取得している場合は、基礎実習を免除する。
    - (4) 特別支援学校の教育実習（事前・事後指導を含む。）については、既に一以上の教育職員免許状を取得している場合、特別支援教育科目6単位を取得した後に許可する。
    - (5) 幼稚園の教育実習については、既に他校種免許状を取得した後に許可する。
- IV IIIに該当しない科目等履修生については、履修許可単位を10単位までとする。ただし、教育実習（事前・事後指導を含む。）については許可しない。

### 附 則

この申合せは、平成17年4月19日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

### 附 則

この申合せは、平成19年12月18日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

### 附 則

この申合せは、平成20年12月16日から施行し、平成21年4月1日から適用する。